

(別紙)

愛媛県における下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に係る取組みについて

本県においては、平成3年2月5日に建設省（現 国土交通省）が策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に掲げる遵守事項等について指導・徹底を図るため、建設業者に対して立入検査等を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行うとともに、次のような取組みを行ってきたところである。

①社会保険加入対策及び法定福利費の確保

全ての県発注工事において、平成29年10月からは従来の元請及び一次下請に加えて、二次下請以下の建設企業も社会保険等加入企業に限定し、また、令和5年6月からは、受注者に対して法定福利費内訳書の提出を義務付けるなど、保険加入の推進・支援を通じた建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めている。（建設業の許可・更新申請に際して、適切な社会保険に加入していることが許可要件であるとともに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項（いわゆる「作業員名簿」）に、工事に従事する者の社会保険の加入状況等が記載事項となっている。）

②請負代金の円滑な支払

県及び県内20市町発注の公共工事について、中間前払金制度が導入済みであることを踏まえ、制度を適用された工事で、元請負人が同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮いただいているところである。加えて、国や県、一部市町の工事については「地域建設業経営強化融資制度」や「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、元請負人がこれらを活用することによって、下請負人への適正な支払にも配慮いただいているところである。

なお、下請代金を手形等で支払う場合、昨年11月1日以降に交付された手形期間が60日を超える手形を、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となることに留意すること。

③技術者の配置など適正な施工の確保及び工事現場における安全管理

法令等を遵守した適正な施工を通して、建設生産物の安全性や品質を確保することは、建設業者の基本的責務であるが、県内の工事現場において、近年、主任技術者等が適正に配置されていない事例が散見されているほか、死亡事故の発生も相次いでいることから、施工管理や安全管理のより一層の徹底を業界団体への通知等で要請している。

国通知の主な変更点（前回通知（R6.12.13）からの追加等）

○下請負人が建設工事の注文者に交付する見積額

- ・ 下請代金の設定については、材料費、機械経費、労務費、法定福利費、安全衛生費、建退共制度の掛金、一般管理費並びに建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮し設定すること。

○適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- ・ 「品確法基本方針」、「入契法適正化指針」「ICT指針」に建退共手続きの電子申請方式を積極的に活用することが位置づけられたことを踏まえてCCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。

○建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- ・ 業務の繁閑が大きい場合は、労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能。

○技能労働者への適切な賃金の支払

- ・ 建設業との賃上げ等に関する車座対話において、技能者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標とすることを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせた。

○「駆け込みホットラインの周知」

- ・ 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（1）～（13）の建設業法上の規定に抵触する取引については、各地方整備局に設置されている「駆け込みホットライン」において通報を受け付けている。
- ・ 「駆け込みホットライン」に通報があり、通報者が匿名を希望する場合は通報者が特定されぬよう調査方法等の工夫に努める。

○建設工事の関係者への配慮

- ・ 下請代金支払遅延等防止法が改正され、製造委託等代金の支払いについて、令和8年1月1日から手形の交付、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止となるため留意すること。